(参考)消費税率及び地方消費税率の引上げについて

- ①消費税については、平成26年4月1日より5%(うち地方分1%)から8%(同1.7%)に引き上げ※1、 また、令和元年10月1日からは、10%(同2.2%)に引き上げ※2
- ②地方税法の規定に基づき、本市においても、引上げ分の地方消費税収(約30億円)はすべて 社会保障施策に要する経費(約196億円)に充当
- ※1 消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法(平成24年8月成立)
- ※2 消費税率の引上げを再延期する税制改正関連法(平成28年11月成立)

<地方消費税率引上げの概要>

◆引上げ分の地方消費税収については、「社会保障4経費(年金、医療及び介護の社会福祉給付並 びに少子化に対処するための施策)」その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に 関する施策)に要する経費に充当(地方税法第72条の116)

[地方消費税率]

平成26年4月 1%→ 1.7%

令和元年10月 1.7%→ 2.2%

令和6年度決算額

<歳入> 引上げ分の地方消費税収入(地方消費税交付金) 2.999.009千円

<歳出> 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費・・・・ 19.624.345千円(一般財源分)

<拡充した主な市の社会保障施策(R5→R6)>

◆民間保育所の整備を補助 [3か所・255人定員・令和6年度整備 令和7年4月開園]

3,897人(令和6年4月) → 4,152人(令和7年4月) ※地域型保育施設を含む 定員拡大

◆子どもの医療費無償化を18歳まで拡充

こども医療費の支給対象について令和6年4月診療分から通院医療費の対象年齢をこれまでの 15歳年度末から18歳年度末までに拡大

令和6年度決算における社会保障4経費その他社会保障施策の要する経費

※民生費及び衛生費(環境経費を除く)の各事業のうち職員人件費及び各課の一般事務費を除く

					単位:千円
款	項	目	経費 -	財源内訳	
				特定財源	一般財源
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	10, 998, 742	4, 793, 460	6, 205, 282
		老人福祉費	3, 513, 680	724, 204	2, 789, 476
		介護保険事業費	3, 297, 188	157, 857	3, 139, 331
		その他	211, 528	77, 854	133, 674
	児童福祉費	児童福祉総務費	2, 174, 757	1, 206, 852	967, 905
		児童措置費	12, 255, 321	9, 327, 171	2, 928, 150
		保育所費	358, 927	47, 865	311, 062
		青少年育成費	721, 760	457, 379	264, 381
		その他	294, 000	125, 041	168, 959
	生活保護費	扶助費	4, 798, 612	3, 749, 798	1, 048, 814
		その他	21, 950	2, 746	19, 204
衛生費	保健衛生費	予防費	1, 522, 970	185, 204	1, 337, 766
		保健費	198, 372	38, 728	159, 644
		その他	213, 326	62, 629	150, 697
合		計	40, 581, 133	20, 956, 788	19, 624, 345